

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	1 中山間地域等直接支払事業	1 中山間地域等直接支払交付金 中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）により市町村が集落協定及び個別協定に基づいて交付金を交付するのに要する経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者等	100分の75以内（特認地域は3分の2以内）	交付金の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 中山間地域等直接支払推進交付金 日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知）に規定される市町村が1の事業を円滑に実施するために必要な経費 (1)推進事務に必要な経費 (2)確認事務に必要な経費 (3)交付事務に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	市町村	定額	交付金の30%を超える増減	無	要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	2 鳥獣被害防止総合対策事業	鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するために必要な下記の経費 1 鳥獣被害防止総合対策推進事業 (1) 被害防止活動推進 1) 推進体制の整備 2) 有害捕獲 3) 被害防除 4) 生息環境管理 5) 広域柵の再編整備計画の策定支援 6) サル複合対策 7) 鳥類複合対策 8) 他地域人材活用 9) ICT 等新技術の活用 10) GIS を活用した被害対策等の可視化定着支援 (2) 実施隊特定活動 1) 大規模緩衝帯整備 2) 誘導捕獲柵わな導入 (3) ICT 等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 1) 販売拡大支援 2) 搬入促進支援 (6) 鳥獣被害対策実施隊体制強化 1) 実施隊員の人材育成 2) 新規猟銃取得支援	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	・地域協議会 ・市町村 ・コンソーシアム ・地域協議会の構成員である農業協同組合等で構成される協議会 ※市町村は鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に基づく鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に限り、補助事業者及び事業主体となることができる。	・2分の1以内 ・定額（ただし、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に準じる）	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)交付金額の変更 (4)補助対象経費欄1及び2の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減 (5)補助対象経費欄3(1)及び3(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減	無	否	〔遂行状況報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔遂行状況報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	2 鳥獣被害防止総合対策事業	(7) 捕獲サポート体制の構築 (8) 処理加工施設の人材育成 (9) ICT の活用による情報管理の効率化 2 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 3 シカ特別対策事業 (1) シカ緊急捕獲対策 (2) シカ特別対策								
		鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するために必要な下記の経費 3 鳥獣被害防止総合対策整備事業 (1) 鳥獣被害防止施設 (2) 処理加工施設 (3) 捕獲技術高度化施設 (4) 地域提案 (5) 鳥獣被害防止施設（促進支援分） (6) 鳥獣被害防止施設（経済対策分）	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	・地域協議会 ・地域協議会の構成員 ・コンソーシアム	・2分の1以内（ただし、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等別に定める要件を満たす場合は、100分の55以内） ・定額（ただし、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に準じる）	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)交付金額の変更 (4)鳥獣被害防止施設については、施行箇所の変更 (5)処理加工施設については、設置場所及び利用計画の変更	無	否	〔遂行状況報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔遂行状況報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	3 えづけSTOP! P!鳥獣被害対策事業	1 事業実施主体が指定した地域において、農業者等を中心とした地域住民が、事業実施主体や関係機関と連携して、鳥獣被害防止のための「えづけSTOP!」対策を推進するために必要な下記の取組みに要する経費 (1) みんなで勉強 ①検討会等の開催 ②実習ほ場の設置 (2) 守れる田畑・農地づくり ①集落点検調査等 ②調査結果に基づく活動の実施 (3) 囲いや追い払い ①侵入防止柵等の整備(国庫補助金の対象とならないものに限る) ②地域ぐるみの追い払い (4) その他特認事項 2 地域で大きな課題となっている鳥獣被害への緊急的な新技術実証に必要な経費 (1) 実施体制の整備 (2) 実証に係る調査等 (3) 囲いや追払い等 ①侵入防止柵等の整備 ②追払い機材等の設置 ③その他(追払い等に係る経費)	交付決定日 又は交付決定前着手承認の日から 事業完了の日又は3月31日まで	・市町村 ・地域協議会 ・地域協議会の構成員である農業協同組合等の民間団体	定額 1:1地区400千円以内、 2:1地区1,000千円以内)	1 対象地域の変更 2 補助金額の変更(30%を超える変更)	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	4 未来につなぐふるさと応援事業	中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域において、農地や土地改良施設の保全・利活用に係る地域住民活動の活性化を図るため、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱及び同要領、中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱及び同要領に基づいて、市町村等が実施する次の事業に必要な経費 1 指導員等活動支援事業 2 農〇連携事業 3 棚田地域活動支援事業 4 地下水かん養機能等保全活動事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	1 熊本県ふるさと・水と土指導員、地域住民組織、任意団体等 2、3 市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体等 4 土地改良区等	1、2、3は、定額 (上限 500 千円) 4は、定額 (上限 1,000 千円)	・事業費の30%を超える増減 ・その他、知事が必要と認める事項	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	5 多面的機能支払事業	1 農地維持支払事業 農業の多面的機能を支える共同活動を行う活動組織に対し支援金を交付するために必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 活動組織	100分の75以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔遂行状況報告〕 12月31日	〔遂行状況報告〕 1月15日
		2 資源向上支払事業（共同活動） 地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を行う活動組織に対し支援金を交付するために必要な経費							（ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。）	
		3 資源向上支払事業（長寿命化） 施設の長寿命化を行う活動組織に対し支援金を交付するために必要な経費							〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		4 推進事業 市町村等が以下の事務を実施するために必要な経費 （1）推進・指導事務に必要な経費 （2）確認・審査事務に必要な経費 （3）交付事務に必要な経費 （4）活動組織の体制強化に必要な経費 （5）その他推進に必要となる経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	市町村等	定額	事業費の30%を超える増減	無	要		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	6 くまもとジビエ普及拡大支援事業	くまもとジビエコンソーシアム支援 くまもとジビエコンソーシアムが実施するくまもとジビエブランド確立に向けた取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	くまもとジビエコンソーシアム	定額 (上限2,700千円)	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	7 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）に基づき実施する以下の事業に要する経費 1 中山間地農業ルネッサンス推進支援 中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組み及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組み等 2 元気な地域創出モデル支援 農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地農業を元気にする新たな収益力向上、販売力強化、農用地保全、複合経営及び生活支援に関する取組み等 3 農村型地域運営組織形成推進事業 地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用及び生活支援に係る調査、計画作成、実証事業等の取組み等	交付決定の日又は 交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	1 及び2 ・市町村 ・地域協議会（次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。以下同じ。） ア 目的 イ 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲 ウ 意思決定方法 エ 解散した場合の地位の継承者 オ 事務処理及び会計処理の方法 カ 会計監査及び事務監査の方法 キ その他運営に関して必要な事項 3 複数集落含む地域協議会	定額（ただし、農山漁村振興交付金交付等要綱及び農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領に準じる）	1 事業費の3割を超える増減 2 事業主体又は事業実施期間の変更	無	要	〔遂行状況報告〕 ・9月30日 ・12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔遂行状況報告〕 ・10月15日 ・1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
むらづくり課	8 都市農村交流 対策事業	1 市町村等推進事業 農山漁村における都市と農村との交流活動や小中学生等を対象とした農林水産業に関する体験交流型民泊の推進活動を行うために必要な経費、農泊担い手の学び直しを行うために必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は 交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、農業協同組合、農業者等が組織する団体・法人、地方公共団体等が出資する団体、任意活動団体等、知事が特に認めた団体	【補助率】 2分の1以内 (上限 1,000 千円) 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減 3 その他、知事が必要と認める事項	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 農的関係人口創出事業 都市に住みながら農村地域に関わりを持つ者の創出に繋がる、農泊事業者等が連携した取組みに必要な経費		農泊地域、農泊事業者等が組織する団体等	【補助率】 定額(上限 500 千円)					